

伊丹市高齢者虐待防止(予防) 対応マニュアル

伊丹市

令和7年(2025年)1月改訂

はじめに

平成18年（2006年）4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、市では、虐待を高齢者に対する最も重大な権利侵害であると捉え、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、現に起きている虐待の解消や、未然防止により安全で安心な環境の下での生活を再構築し、高齢者の権利擁護を実現されることを目的に様々な、高齢者虐待防止支援に取り組んでいます。また、養護者は加害者と捉えられがちですが、法律の名称が示すとおり、高齢者虐待防止の取組には養護者に対する支援が必要不可欠となっています。

このたび、高齢者虐待の増加や高齢者を取り巻く状況が複雑化する中、これまで以上に関係機関と連携、情報共有を図るとともに、高齢者虐待に関する基本的な知識や虐待事案への支援を理解することで、高齢者虐待の予防、早期発見などにより迅速に対応するため当マニュアルを改訂しました。

また、高齢者虐待が疑われる場合には、本人支援の視点から本マニュアルに基づき適切に対応するとともに、伊丹市や各地域包括支援センターにご相談くださいますようお願いいたします。

伊丹市健康福祉部 地域・高年福祉課 介護保険課

目 次

第1編 養護者による高齢者虐待の防止・養護者に対する支援

第1章 高齢者虐待とは

1. 養護者による高齢者虐待のとらえ方・・・・・・・・・・ 1
2. 養護者による高齢者虐待の定義と類型・・・・・・・・・・ 1
3. 権利擁護の重要性・・・・・・・・・・ 4

第2章 高齢者虐待の基本的な対応について

1. 高齢者虐待対応の基本的考え方と視点・・・・・・・・・・ 5
2. 高齢者虐待の未然防止・早期発見の取り組み・・・・・・・・・・ 7
3. 虐待対応における個人情報の取扱い・・・・・・・・・・ 9

第3章 各機関の役割について

1. 市及び基幹型・地域型包括支援センターの役割・・・・・・・・・・ 10
2. その他各関係機関の役割・・・・・・・・・・ 11

第4章 通報から支援策の決定まで

1. 相談・通報・届出の受付・・・・・・・・・・ 15
2. 時間外の対応・・・・・・・・・・ 15
3. 事実確認の調整・・・・・・・・・・ 15
4. コアメンバー会議の開催・・・・・・・・・・ 16
5. 介入拒否の対応・・・・・・・・・・ 19
6. 立入調査・・・・・・・・・・ 19

第5章 具体的な支援策について

1. 高齢者の保護（養護者との分離） 2 1
2. やむを得ない事由による措置 2 1
3. 養護老人ホームへの入所措置 2 2
4. 成年後見制度と福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業） . . 2 3
5. その他の支援 2 3

第6章 支援における留意点について

1. 措置後の支援 2 5
2. 面会の制限 2 5
3. 養護者等の支援策 2 6

第7章 支援から終結まで

1. 定期的なモニタリング 2 8
2. 権利擁護レビュー会議 2 8
3. 高齢者虐待対応の終結 2 8

第8章 資料集

- 資料1 高齢者虐待のサイン チェックリスト 3 0
- 資料2 養護者における高齢者虐待への対応フロー図 3 2
- 資料3 養護者による高齢者虐待のとりえ方に関するQ&A 3 3

第2編 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止への対応

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止への対応	35
2. 対応の流れ・相談窓口	36
3. 通報・届出	38
4. 関係者会議の開催	38
5. 市による事実確認(訪問調査等)	38
6. 調査報告書の作成	38
7. 県への報告	38
8. 個別ケース検討会議	38
9. 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使	38
10. 身体拘束への対応	39

第3編 関係法令および様式

法令1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	40
法令2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則	50
様式1 総合相談受付及び処理票	51
様式2 高齢者虐待支援方針シート<養護者による虐待用>	52
様式3 高齢者虐待支援方針シート<養介護施設従事者等による虐待用>	54
様式4 高齢者虐待事案に係る援助依頼書	56
様式5 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書	57

